

八幡市物品等指名競争入札参加者指名基準

(目的)

第1条 この基準は、八幡市財務規則（昭和52年9月24日規則第14号）第67条の規定に基づき、八幡市が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他（建設工事及び測量等建設コンサルタント業務を除く。）の契約に係る指名競争入札の参加者（以下「入札参加者」という。）の指名にあたり必要な事項を定め、もって入札等の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(指名の判断基準)

第2条 入札参加者の指名にあたっては、八幡市物品等の供給にかかる競争入札参加資格に関する要綱（昭和63年1月23日告示第3号）に定める入札参加資格者名簿に登録された者の中から、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 八幡市における指名及び受注の状況
- (4) 官公庁等における契約実績
- (5) 入札参加資格者名簿の登録業種
- (6) 既発注契約の履行状況
- (7) 発注しようとする契約の地理的条件（営業所の所在地等）
- (8) 発注しようとする契約の履行能力、専門性及び技術的適性
- (9) その他特別な事情

(指名方法)

第3条 入札参加者の指名は、発注しようとする契約の種類及び予定価格に応じ、前条により適格性を有すると判断した者を指名する。

2 前項により指名する場合において、次の各号のいずれかに該当する者を他の者に優先して指名することができる。

- (1) 八幡市内に本店又は営業所等を置き営業をする者
- (2) 発注しようとする契約が既発注契約と関連する場合にあつては、当該既発注契約を受託した者（既発注契約の履行実績が良好でない者を除く。）
- (3) 発注しようとする契約の予定価格算定に当たり、参考見積を提出する等協力した者

(指名の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、指名の対象となることができない。

- (1) 八幡市建設事業等指名停止に関する要綱（平成26年4月1日告示第33

- 号) に基づき、指名停止の措置を受けている者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
 - (3) 発注しようとする契約の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指名することが不相当と市長が認めた者
(指名業者数)

第5条 発注しようとする契約について指名すべき入札参加者数は、別表1のとおりとする。ただし、発注しようとする契約の業種又は仕様の特殊性等を勘案し、これにより難い場合には指名業者数を減じて指名することができる。

附則

- 1 この基準は、令和7年2月27日から施行し、令和7年4月1日以降に公告又は通知を行う入札から適用する。
- 2 物品購入等にかかる運用基準（平成14年1月4日適用）を廃止する。

別表1（第5条関係）

予定価格	指名すべき入札参加者数
3,000万円以上	8者以上
1,000万円以上 3,000万円未満	7者以上
500万円以上 1,000万円未満	6者以上
50万円以上 500万円未満	5者以上
50万円未満	3者以上